

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松茂町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人プライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県松茂町長

公表日

平成30年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	「介護保険法」の規定に基づき、介護保険の資格・賦課・徴収・認定・給付に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①介護保険の被保険者の資格を把握するため、住民基本台帳や届出等により、必要な情報入手し、資格情報を管理する。 ②介護保険料の賦課決定のため、被保険者の所得情報を確認する。 ③介護保険料の徴収のため賦課情報を確認し、徴収した保険料を把握するため収納情報を管理する。 ④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑤認定状況の把握のため、認定情報を管理する。 ⑥被保険者への給付事務を行うため認定情報を確認し、給付状況の把握のため給付情報を管理する。 ⑦事業対象者の資格を把握し、地域支援事業の支給決定を行うため、資格情報等を管理する。 ⑧国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託している「保険者事務共同処理業務」について、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。
③システムの名称	介護保険システム(被保)、介護保険システム(認定) 中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 伝送通信ソフト(国保連合会連携)
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳管理ファイル、保険料管理ファイル(賦課、収納)、受給者情報管理ファイル、給付情報管理ファイル 伝送通信ファイル(受給者情報関係)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条の別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第2及び番号法第19条第8号 (別表第2における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93,94の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 Tel. 088-699-8710
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 Tel. 088-699-8710

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月16日	評価実施機関における担当部署	①部署 健康保険課 ②所属長 健康保険課長	①部署 福祉課 ②所属長 福祉課長	事後	
平成29年1月16日	特定個人番号ファイルを取り扱う事務(②事務の概要)	保険者業務のみの記載	国保連合会に業務委託している業務の追加(保険者事務共同処理業務)	事前	
平成29年1月16日	特定個人番号ファイルを取り扱う事務(③システムの名称)	保険者業務システムのみの記載	国保連合会との間でデータの送受信を行うシステムの追加(伝送通信ソフト)	事前	
平成29年1月16日	特定個人情報ファイル名	保険者業務ファイルのみの記載	伝送通信ファイルの追加	事前	
平成29年1月16日	個人番号の利用(法令上の根拠)	番号法第9条の別表第一の68の項	・番号法第9条の別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第50条	事後	
平成29年1月16日	提供情報ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	番号法第19条第7号及び別表第二の93, 94, 95の項	・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収等に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収等に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93,94の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月19日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務(②事務の概要)	<p>「介護保険法」の規定に基づき、介護保険の資格・賦課・徴収・認定・給付に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①介護保険の被保険者の資格を把握するため、住民基本台帳や届出等により、必要な情報を入手し、資格情報を管理する。</p> <p>②介護保険料の賦課決定のため、被保険者の所得情報を確認する。</p> <p>③介護保険料の徴収のため賦課情報を確認し、徴収した保険料を把握するため収納情報を管理する。</p> <p>④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>⑤認定状況の把握のため、認定情報を管理する。</p> <p>⑥被保険者への給付事務を行うため認定情報を確認し、給付状況の把握のため給付情報を管理する。</p> <p>⑦国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託している「保険者事務共同処理業務」について、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。</p>	<p>「介護保険法」の規定に基づき、介護保険の資格・賦課・徴収・認定・給付に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①介護保険の被保険者の資格を把握するため、住民基本台帳や届出等により、必要な情報を入手し、資格情報を管理する。</p> <p>②介護保険料の賦課決定のため、被保険者の所得情報を確認する。</p> <p>③介護保険料の徴収のため賦課情報を確認し、徴収した保険料を把握するため収納情報を管理する。</p> <p>④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>⑤認定状況の把握のため、認定情報を管理する。</p> <p>⑥被保険者への給付事務を行うため認定情報を確認し、給付状況の把握のため給付情報を管理する。</p> <p>⑦事業対象者の資格を把握し、地域支援事業の支給決定を行うため、資格情報等を管理する。</p> <p>⑧国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託している「保険者事務共同処理業務」について、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月19日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	<p>・番号法第19条第7号及び別表第二</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収等に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収等に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93,94の項)</p>	<p>・番号法第19条第7号別表第2及び番号法第19条第8号</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93,94の項)</p>	事前	
平成30年7月19日	しきい値判断項目(1. 対象人数)	平成27年10月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月19日	しきい値判断項目(2. 取扱者数)	平成27年10月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	